

附属島田中学校いじめ防止等の ための基本的な方針

附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針 目次

第 1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義.....	3
2	いじめの理解.....	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	5
(4)	地域や家庭との連携.....	5
(5)	関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策.....	5
1	いじめの防止等のための組織.....	5
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割.....	5
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組.....	7
(1)	年間指導計画	7
(2)	いじめの未然防止	9
(3)	いじめの早期発見	10
(4)	いじめに対する措置.....	11
(5)	関係機関との連携	12
(6)	学校における教育相談体制の整備.....	12
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組.....	12
(8)	いじめが「解消している」状態	12
(9)	「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」の公表と説明、評価・見直し...	13
3	地域や家庭の役割	13
(1)	地域の役割.....	13
(2)	家庭の役割.....	13

第3 重大事態.....	14
1 重大事態のケース	14
(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態	14
(3)生徒や保護者からの申立て	14
(4)統括室が判断したとき.....	14
2 重大事態に対する平時からの備え.....	14
3 学校および静岡大学による対処	14
4 静岡県教育委員会・文部科学省との関わり	15
5 緊急時における静岡大学等との連携（図）	15

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、生徒の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた生徒の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することがあります。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じる場合があります。
- いじめをした生徒、された生徒という二者のみの関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的であったりすることがいじめの原因となることがあります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての生徒を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている生徒の心や体が傷ついています。また、周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、自身の不安や悩みがきっかけでいじめを行ってしまう生徒や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく生徒もいます。また、いじめを行った生徒といじめを受けた生徒が入れ替わってしまうこともあります。いじめは深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気が付きにくい状況も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。生徒を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう生徒を育てていきます。

また、いじめは可能な限り早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は生徒の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、地域や家庭と協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じて以下のことに取り組みます。

- いじめ防止のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、校内研修や職員会議の時間にいじめ防止等の研修や事例研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものです。いじめの早期発見のためには、教職員の気づきや発見、本人の訴え、周囲の生徒たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

生徒たちがSOSを発信する力を養うとともに、いじめのサイン(生徒たちからのSOS)は、いじめを受けている生徒からも、いじめを行っている生徒からも出ていることを教職員が認識し、サインを適切に受け止められるようにすることが必要です。いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって生徒を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 生徒を取り巻く大人が、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた生徒への支援・いじめを行った生徒や周囲の生徒への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる生徒から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や附属学校統括室へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③生徒の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで生徒を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や、保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校評議員会制度を活用する。
- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、大学やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、少年サポートセンターや法務局等について、生徒や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、附属学校統括室とも適切に連携の上、対策を推進します。

1 いじめの防止等のための組織

(1) 「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、生徒指導担当教員(いじめ対策コーディネーター)、指導教諭、学年主任、養護教諭、学級担任。
 - ・必要に応じて、教科担任、部活動指導に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家(警察官経験者)等を参画させたりする。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。

- 毎週 1 回定期的に開催する。いじめと疑われる事案が発生した際には、緊急に校長、教頭、生徒指導主事を中心とする対策チームによるケース会議等を開いて対策を審議・実施する。その際は会議録を残し、会議録は 5 年間、鍵のかかる保管庫（室）に保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付ける。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任（主幹教諭）
: いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員
: いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク SC : 心理に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 年間指導計画

◆教職員 □生徒 ○保護者・地域

アンケートは年間6～8回実施予定

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆校内研修① ・基本方針・組織の確認 □○始業式・入学式 ・基本方針の説明 □生徒理解研修① □授業開き ・人間関係作り（GE） ・1年間のめあて（CP） ・キャリア・パスポート □学活(情報モラル①) （情報担当による講話） ◆校内研修② ・1学期の取組について ○参観会・懇談会、PTA 総会、家庭訪問、学校運 営協議会 ・基本方針の説明	夏季 休業	□個別相談 （生徒の申し出により） ◆校内研修⑤ ・1学期の取組について ・児童生徒の特性の理解 と適切な支援 （発達・外国人等） ・事例検討 ・基本方針の見直し □生徒理解研修①	1	□3学期授業開き ・人間関係作り（GE） ⑥保健・生活アンケート □道徳（公正・公平）
5	□道徳（友情・信頼） □学活（学級目標の設定） □縦割り活動開始	9	○さくら連絡網を使った 生徒の様子の確認 □2学期授業開き ・人間関係作り（GE） ③保健・生活アンケート ○参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期 解決のための家庭の 役割 □学活(情報モラル②) ※講師による講話	2	○参観会・懇談会 ◆校内研修⑧ ・今年度の取組につい て ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画 の作成
6	①第1ステージの振り返り （生活アンケート） （いじめアンケート兼） □生徒会活動等 □道徳（思いやり） ②教育相談アンケートにつ いて(教育相談に活用) （いじめアンケート兼）	10	④第3ステージの振り返り （生活アンケート） （いじめアンケート兼） ◆校内研修⑥ ・授業研究、主体的・対 話的で深い学び □生徒会活動等 ・いじめ撲滅への取組	3	⑦教育相談アンケートにつ いて(教育相談に活用) （いじめアンケート兼） ○教育相談 □道徳（感謝） □3年生を送る会 ◆次年度への申し送り事 項の確認 □学活 ・年間の振り返り（CP） □個別相談 （生徒の申し出により）
7	◆校内研修④ □学活 ・1学期の振り返り（CP） ○教育相談	11	⑤第3ステージの振り返り （生活アンケート） （いじめアンケート兼） ◆校内研修⑦ ・教育相談、カウンセリ ングマインド		〔年間〕 ○授業のルールについて生 徒と話し合い、話し合った ルールについて徹底する。 ○朝の会や帰りの会で、「よ いこと見つけ」「今日の MVP」等の取組を行う。 ○行事等での異学年交流を 積極的に行う。 ○さくら連絡網による、保護 者からの相談、連絡が多数 あることを指導に生かす。 （電話のみのときよりも 相談件数が多く、諸問題 が小さなうちに情報が 集まっている。
		12	□道徳（相互理解・寛容） ⑤教育相談アンケートにつ いて(教育相談に活用) （いじめアンケート兼） ◆校内研修⑦ ・教育相談、カウンセリ ングマインド □学活 ・2学期の振り返り（CP） ○教育相談		

※GE：構成的グループエンカウンターを実施 ※CP：生徒のキャリア・パスポートで保管

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「高い知性 豊かな感性 強い信念」の具現化を目指し、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

生徒の疲労感が出やすい5月末に全校生徒を対象にアンケートを行い、いじめ対策委員会のメンバーで確認。学年主任と担任で協力し、複数体制で悩みを抱えている生徒への対応を行う。記録化する。

- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた生徒の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりする生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、相談窓口についても、周知徹底する。
- 「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校評議員会等に意見や支援を求める。
- 生徒と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 生徒たちと共にいじめを未然防止するために、年間を通して、生徒や集団の実態を踏まえて以下のことに取り組む。

ア 生徒がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

イ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実

エ 発達障害を含む、障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つ外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る生徒など、生徒一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援

オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、生徒の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動

カ 学校集会、学年集会、学校保健員会、SCによる職員研修等で、レジリエンスの育成について積極的に話題に出し、困難や逆境に直面したときにそれを乗り越える力を養う方法等を生徒に積極的に紹介している。

(3)いじめの早期発見

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって生徒を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「生徒のちょっとした変化」に気付き、生徒が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から生徒とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査：学期に1～2回（formsによるアンケートと紙面によるアンケートを交互に行う。）

- ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「生徒指導主事」から説明する。

- ・原則家庭（学校）で実施する。

- ・回収から3日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

- ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、3年間保存する。（紙媒体または、電子媒体）

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：1学期末、2学期末の面談のどちらかは必ず行う。

- ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を3年間保存する。（電子媒体：スズキ校務等）

○アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○民間支援団体（NPO法人 e-Lunch（イーランチ）等と連携して、生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、次のように対応します。

○いじめの事実確認と状況把握

発見・通報を受けた教職員は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、校内での共有を図る。報告を受けたいじめ対策委員会はいじめと疑われる事案が発生した際には、緊急に校長、教頭、生徒指導主事を中心とする対策チームによるケース会議等を開いて対策を審議・実施する。対象の生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で聞き取りを行うことでいじめの状況を把握し、情報を整理し、的確に事実確認を行い、組織的に対応する。

○対象の生徒への支援と心のケア

何よりも対象の生徒のつらかった思いへの共感を示し、いじめは許さない、全力で守り通すことを教職員側の基本姿勢とし、いつでも相談できる体制を伝え、いじめを受けた生徒に安心感をもって事実や状況を話せる環境を確立する。さらに、いじめを行ったとされる生徒から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。

必要に応じて、調査や緊急サポートに関して、大学の「いじめ問題対応委員会」の支援を要請し、指導助言を受けながら、相談体制や指導体制を整備する。

また、必要に応じて関係する生徒と対象の生徒を異なった場所で学習させるなど、対象の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置をとる。

○関係する生徒への指導と心のケア

関係する生徒の言い分を十分に聴き、ゆとりをもって対応する。関係する生徒の人格の成長を旨とし、自分の言動を振り返らせながら、相手の気持ちを考えさせ後悔の念を抱かせたり、他人の痛みを理解させたりするための指導を粘り強く行う。専門家による継続的なカウンセリングを行う。この際、必要に応じ、関係する生徒の人権や学習についても十分な配慮を図る。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○いじめを受けた生徒の保護者への対応

対象の生徒の保護者の訴え、不安、要望を共感的な態度で傾聴し、真摯に対応する。また、希望に応じて専門家によるサポートを受けられるように支援する。関係児童生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、保護者と事実について情報を共有するなど必要な措置をはかる。

○いじめを行った生徒の保護者への対応

いじめを行った生徒の保護者についても、一方的に責めることはせず、いじめの事実と対象の生徒、その保護者の思いを伝える。また、謝罪等の要望がある場合は、その旨を相手に伝える。そして、対象の生徒の保護者の間で争いが起きることがないように、保護者と事実について情報を共有するとともに、今後の学校の対応について丁寧に説明し理解を図る。

○周りの生徒への指導と心のケア

対象の生徒及びその保護者の要望を聴き、その要望に沿った形で、学級や学年、全校への指導計画を立て、指導内容や指導時期と指導対象について、対象の生徒側の了承を得て実施する。また、必要に応じ、カウンセリングを行う。

○学校長および教員による懲戒

学校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加えることを検討する。

○インターネット上のいじめについて

インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて附属学校統括室や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

○附属学校園統括長への報告

いじめについての事実確認と、その後の対応については、定期的に附属学校統括長（対応委員会）に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、附属学校統括室に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を生徒や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の気持ちを最優先に受け止め、生徒の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 生徒が安心してSOSを発信できるように、生徒を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた生徒とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った生徒とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 静岡大学主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や生徒や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」等の公表と説明、評価・見直し

- 「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」を、ホームページ等で公表する。
- 「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本的な方針」をホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」について、生徒保護者、学校評議員会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「附属島田中学校いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ生徒に積極的に関わりをもち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校評議員会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

生徒が社会の一員として自立していくためには、家庭での教育が重要な意味をもちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」という姿勢で、子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供の些細な様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任をもって子供の使い方や様子に注意を払う。
- 生徒がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 生徒に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 生徒のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った生徒の健全な人格の発達を考える。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った生徒が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに附属学校統括室に報告します。

学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策」(令和5年3月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

1 重大事態のケースとは

(1)いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(2)いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。あるいは、30日に到達する前であっても、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しており、学長または学校長が重大事態に該当すると判断したとき。

(3)生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(4)上記に準じた事態だと校長又は附属学校園統括長が判断した時。

2 重大事態に対する平時からの備え

学校において、すべての教職員が、法、「国の基本方針」、ガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組を行います。また、職員会議や校内研修等により、全ての教職員が、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかを認識しておくことができるようにします。

3 学校および静岡大学による対処

(1)重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は、速やかに附属学校園事務室へ重大事態発生について報告します。静岡大学は文部科学省へ重大事態発生を報告します。

(2)調査及び緊急対応

静岡大学は、重大事態であると判断したときは、附属学校園統括長の指揮の元、心のケア等を行う「緊急サポートチーム」を、必要に応じて派遣します。また、本校とともにいじめの調査を行う「いじめ調査チーム」を派遣します。

(3)調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止を目的にして実施します。

(4)事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつ

たか、本校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、本校と静岡大学が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。調査は、ガイドラインに沿って実施します。

(5) 調査結果の報告と再調査

(6)調査結果の説明と公表

(7)報道への対応について

4 静岡県教育委員会・文部科学省との関わり

5 緊急時における静岡大学等との連携（図）